

東京都の小児救急医療体制について

1 小児初期救急医療体制

区市町村が平日の夜間に行う小児初期救急医療事業に対し運営費を補助

2 小児二次救急医療体制

休日及び全夜間において、主として入院を必要とする救急患者に対応する救急医療機関を確保

3 こども救命センターの運営

- 小児重篤患者を受け入れる「こども救命センター」を指定
- 急性期を過ぎた患者の退院・転院支援等を行うコーディネーターを配置

4 小児医療に関する普及啓発・相談支援事業の推進

- 子供の病気に関する基礎知識等の普及啓発事業を行う区市町村へ補助
- 子供の健康相談室(＃8000)や夜間休日対応医療機関等に関する普及啓発を実施

5 地域の小児医療体制の確保

- 小児医療を担う人材の確保
- 在宅移行・在宅療養生活への支援

